

令和5年度

新宿区立牛込第二中学校いじめ防止のための基本方針

新宿区立牛込第二中学校（以下、「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下、「推進法」という。）及び文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止のための基本方針（以下、「基本方針」という。）を定める。

1 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 保護者、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて、いじめの解決に取り組む。

2 組織

本校は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、生徒の健全育成を図るため、「通常の体制」と「重大事態発生時の体制」を編成し、対応する。

(1) 通常の体制

学校いじめ対策委員会（生活指導部会）

【構成】

校長、副校長、生活指導主任、生活指導担当、養護教諭、
教育相談担当、スクールカウンセラー

【活動内容】

- ・いじめに関する情報収集（アンケート作成等）と情報の共有
- ・いじめとして対応すべき事案の判断
- ・いじめに対する指導の在り方の協議
- ・いじめ防止方針の協議
- ・校内研修会の企画・運営
- ・年間指導計画の策定と実施 等

(2) 重大事態発生時の体制

いじめの判断された事案について、学校いじめ対策委員会を中心に検討し、対応を進める。ただし、加害生徒に対して、教育上必要な指導を行っても改善されない、いじめが犯罪行為と考えられる場合など、「重大な事態」とであると判断がされる場合には、校長の指示のもと、教育委員会の「学校問題支援室」と連携し、以下の①～③の委員会等を開催し、対応する。

①緊急対策委員会

【構成】

学校いじめ対策委員会、関係生徒担任、関係学年主任、関係学年職員 等

【活動内容】

- ア 迅速、正確な情報収集
 - ・いじめられた生徒の立場を尊重（秘密保持）した調査
 - ・複数での対応、事実の記録
- イ 的確な指示と早期対応
 - ・指導方針の検討と情報管理
 - ・連携の推進
- ウ 再発防止に向けた取組
 - ・方針作りと具体策の検討
 - ・具体策の推進

②いじめ対策委員会

【構成】

校長、副校長、生活指導主任、PTA会長、PTA副会長 等

【活動内容】

- ア PTAへの協力依頼
- イ 保護者対応の支援
- ウ 地域との連携
- エ 地域での言葉かけや見守り 等

③ 学校サポートチーム

【構成】

校長、副校長、生活指導主任、スクールコーディネーター、警察、主任児童委員、民生委員、スクールサポーター、学校問題支援室（教育委員会） 等

【活動内容】

- ア いじめの状況把握
- イ 方針及び対策の協議
- ウ 警察など関係機関との連携の協議
- エ 加害生徒の更生支援 など

3 未然防止に向けた取組

本校は、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、保護者、地域、関係機関等と連携し、いじめの防止に取り組む。いじめの未然防止のためには、

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送れること
 - 毎日の授業や学校行事に、規律正しく、主体的に参加し、活躍できること
 - 生徒個々の居場所づくりや生徒同士の絆づくりを行うこと
- など「いじめを生まない、許さない学校づくり」を大切にを進めていく。

(1) 生徒が安心して生活できる学校・学級風土の創出

まず各教員が、互いの授業を見合い、校内研修を工夫し、創意工夫ある授業展開により、生徒に「魅力ある授業」を実践できる授業力を育てていく。また、生徒の教職員の信頼関係を作り、生徒が活躍できる居場所づくりを行う。築いた信頼関係に基づき、いじめを受けたり目撃した際に教職員に相談できる環境を作る。

豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせるため、人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層充実させる。「人権教育プログラム」などの資料を活用し、教職員及び生徒の人権感覚を磨き、生徒一人一人を尊重した思いやりの心をもてる教育を推進していく。

また、各教科、道徳などを通じて、計画的に「いじめ」について考える機会を設け、生徒同士が互いに尊重しあう態度を養い、思いやる心を育てる。

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

組織的対応を可能とするため、日ごろから互いにコミュニケーションをとりやすい環境づくりを行う。

- 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、会議や研修を通して全職員が基本方針を理解し、保護者に概要を説明できるようにする。毎年内容を吟味して改定を行っていく。
- 毎週「学校いじめ対策委員会」を設け、定期的な情報交換を行っていく。

(3) いじめを許さない指導の充実

いじめ防止標語や日ごろの活動を通して、いじめが許されない行為であることを伝え、生徒のいじめぼうしへの意識を高める。また、道徳などで外部機関とも連携しながら、いじめやいじめ防止授業の授業を実施していく。

(4) 保護者・地域・関係機関等との共通理解の形成

いじめの防止は、学校だけでなく、保護者、地域、関係機関等が連携していくことで効果的に進めることができる。学校、保護者、地域、関係機関等との連携が進むよう、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室を開催していく。また、学校サポートチームの意見を反省させるなど、警察などとの連携を深める。

4 早期発見に向けた取組

本校は、いじめはどの生徒にも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に向けた取組みをするとともに、生徒及び保護者がいじめ等について、いつでも相談することができる環境を整える。

早期発見の基本は、

- 生徒の小さな変化に気づくこと
- 気づいた情報を教職員が確実に共有すること
- 情報に基づき、速やかに対応すること

である。本校では、下記の内容で情報の収集に取り組み、いじめの早期発見につなげていく。

(1) 情報の共有化

生徒の観察（各授業内、休み時間、放課後、部活動、保健室、学級日誌、個人ノートや班ノートなど）を日々実践し、生徒情報の共有化を進める。

また、報告の際には、5W1H（いつ、どこで、だれが、何を、どのように）を明確にする。（メモの活用）

報告された情報は、生活指導主任に集約し、全教員で共有し、生徒観察を継続する。学校いじめ防止対策委員会で対応について協議する。

(2) ふれあい月間

生徒の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」と位置付け、アンケートを実施するなど、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

(3) hyper-QU の活用

6月と11月にhyper-QUを実施し、生徒個人と学級集団のアセスメントを行い、いじめ等の早期発見とよりよい学級集団づくりに取り組む。

(4) 教育相談の活用

学級担任による日常的な面談、声掛けや三者面談の機会やスクールカウンセラーを活用し、いじめ等に関する生徒及び保護者の相談等に対応する。

(5) 相談機関等の周知

生徒及び保護者がいじめ等の相談機関を身近に感じられるよう、年度当初、ふれあい月間等、定期的に相談窓口の周知を行う。

5 いじめの解決の取り組み（重大事態の対応）

本校は、生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添い、保護者、地域、関係機関等との連携によって解決する。

具体的には、本校の「学校危機管理マニュアル（いじめ対応）」に基づき、以下の対応を行う。

いじめが重大事態であると判断される場合には、校長の指示のもと、「学校問題支援室(教育委員会)」と連携し、緊急対策委員会での検討を踏まえ、PTAと連携した「いじめ対策委員会」や関係機関と連携した「学校サポートチーム」を開催する。

また、その際には、「新宿区いじめ防止プログラム」や文部科学省より出されている「重大事態対応フロー図」等も活用しながら、以下の内容を中心に、対応について検討し、迅速かつ組織的に進めていく。

(1) 「いじめ」の対応

- ① 被害生徒の保護と加害生徒・関係生徒の指導
- ② 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者、関係生徒保護者の対応
重大事態発生時には、いじめを受けた生徒が日常の学校生活を取り戻すことができるよう、いじめを行った生徒に対する出席停止の措置等を教育委員会と連携し対応していく。
- ③ 事実関係の掌握と情報の共有
- ④ 共通理解に基づいた解決に向けての対応(学年・担任を中心とし、学校全体で、組織的に行う)

(2) いじめの再発防止

いじめを再発の防止に向けて、以下の5つを主とし、「校内いじめ対策委員会」を推進役とし、再発防止に向けた取り組みと評価、改善を行っていく。

<5つの主となる取組>

- ① 基本方針の徹底
- ② いじめ防止年間計画に基づく指導及び評価と改善
- ③ 日々の「わかる授業」の実践、授業研究及び工夫改善
- ④ いじめ防止運動など生徒主体の取組の実施
- ⑤ 「学校危機管理マニュアル(いじめ対応)」に基づく指導

(3) 教職員研修の充実

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であり、対応する教職員の資質・能力の向上は欠かせない。生徒の変化に敏感で、生徒を理解する力のある教師集団を作り上げるため研修の充実を図る。

6 学校評価に基づく基本方針の改善

本校の基本方針や学校のいじめ防止等の取組みは、学校評価を活用し、常に改善を行っていく。